(2)和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について

和光都市計画特別緑地保全地区の変更(和光市決定)

都市計画特別緑地保全地区全地区中 白子宿特別緑地保全地区を次のように追加する。

名称	面積	備考
白子宿特別緑地保全地区	約0.35ha	

[「]位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

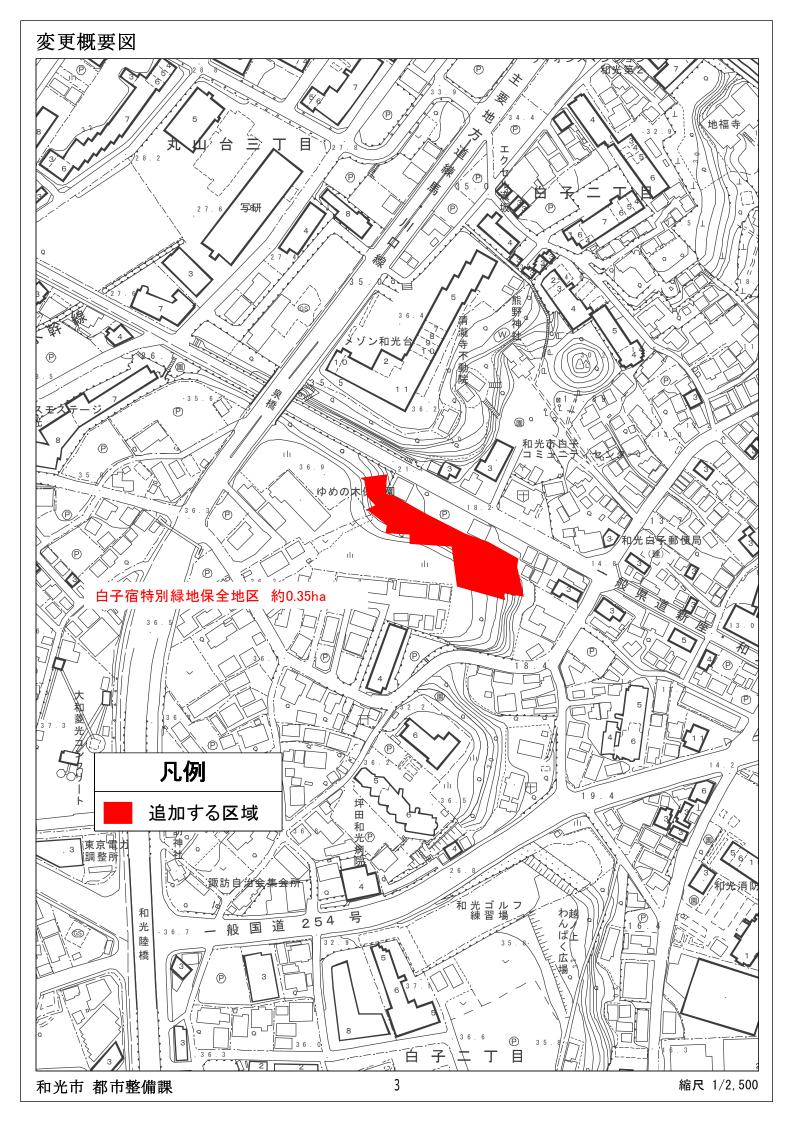
都市における自然環境の保全及び都市環境の形成を図り、地域住民の健全な生活環境を確保するために本案のとおり特別緑地保全地区を追加するものです。

新 旧 対 照 表

上段:変更前

下段:変更後

名称	位置	面積	備考
午王山特別緑地保全地区 牛房八雲台特別緑地保全地区	和光市新倉3丁目地内和光市白子2丁目地内	約0.23ha 約0.11ha	
午王山特別緑地保全地区 牛房八雲台特別緑地保全地区	和光市新倉3丁目地内和光市白子2丁目地内	約0.23ha 約0.11ha	区域の追加
白子宿特別緑地保全地区	和光市白子2丁目地内	約0.35ha	



理由書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定(第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定)に基づき、和光都市計画特別緑地保全地区の変更についての理由を示したものです。

【和光都市計画における位置等】

市の中心部から南東約1kmに位置し、歴史ある白子宿を中心に、古くから生活との関わりを持ってきた湧水群とそれを取り巻く希少植物の多い斜面林が維持されている、市街地に残存する貴重な緑地である。

【変更の必要性】

住宅開発により減少傾向にある斜面地に残る緑地は、市域に残された貴重な地域環境であり、風致景観に優れていることから緑地や動植物の生息地としての保全を図るため「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区制度を活用し緑地保全を図る。

【変更の内容】

本案の「白子宿特別緑地保全地区」は、斜面林と湧水が一体となった緑地帯が形成されていることから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ住民の生活環境を確保するために必要なものとして都市計画の決定を行う。

【上位計画での位置付け】

第四次和光市総合振興計画基本構想の中で、「湧水・緑地の保全と再生」として、公有地 (緑地)の整備について取り組むこととされ、和光市都市計画マスタープランにおいて、 丘陵部に残る斜面林は、武蔵野の面影を留める原風景の緑として特別緑地保全地区制度の 活用等により、保全・育成を図るとしている。



